

住田町町有林造林作業仕様書

地拵作業

- 1 区域内の灌木、笹、雑草等は、すべて地際（おおむね 10cm 以下）から伐倒又は刈り払うこと。
- 2 刈払物、末木枝条等の集積物は、置幅を 1.5m 以内、谷側の置高を 1.8m 以内とし、崩れないように締め付けること。
- 3 集積物の筋置の方向は、原則として等高線上とすること。
- 4 集積物は、車道から 2m 以上離すこと。
- 5 監督員の指示により巻枯らしをする場合は、地上 60cm 程度の樹幹全周囲の樹皮を、幅 50cm 以上、深さが木質部に達するまで削り取り、かつ、木質部に鉋目を入れること。
- 6 生育良好な有用樹は、監督員の指示に従い残すこと。また、残存木を損傷しないこと。
- 7 植幅は可能な限り広く取ること。植栽樹種がスギの場合は 2.4m、カラマツの場合は 2.6m を下回らないこと。
- 8 事業箇所は全域において「住田町森林認証グループ」加入林であることから、FSC 森林管理認証の各種規定に加え、「住田町森林認証グループ」が各種のチェックリスト等において求める要件を遵守して作業すること。特に、チェーンソー使用の際には植物性のチェーンオイルを使用する等、環境に配慮した施業を行うこと。
- 9 この仕様書によりがたい場合は、監督員にその事由を申し出て指示を受けること。

住田町町有林造林作業仕様書（コンテナ苗）

植栽作業（新植、改植、補植）

1 植付方法

- （１）植付は、苗木を垂直に植穴に据え付けながら根鉢を植穴の底に密着させ、根鉢上面が地表面より 1～2 cm 程度低くなるようにすること。また根鉢側方と植穴に空隙がある場合は土を入れること。
- （２）根鉢上面に 1～2 cm 程度土を覆い、植付後の面と地表面が水平となるようにすること。
- （３）踏み付けは、根鉢を潰さない程度に軽く足で踏み押さえること。
- （４）急傾斜地でなだれのおそれのある場所においては、苗木を傾斜に対し直角に植えること。
- （５）車道沿いに植栽する場合には、道路の法頭、路肩からおおむね 2m 離して植栽すること。

2 苗木の取扱い

- （１）苗木の運搬にあたっては必ず苗木袋等を使用し根の露出を避け、苗木の乾燥防止に努めること。
- （２）苗木の運搬や植栽にあたっては根鉢を崩さないように丁寧に取り扱うこと。
- （３）小運搬の数量は、その日の人夫数、功程等を考慮して適量を運搬し、過剰にならないようにすること。

3 その他

- （１）事業箇所は全域において「住田町森林認証グループ」加入林であることから、FSC 森林管理認証の各種規定に加え、「住田町森林認証グループ」が各種のチェックリスト等において求める要件を遵守して作業すること。
- （２）この仕様書によりがたい場合は、監督員にその事由を申し出て指示を受けること。